

改正 NPO 法が順次施行されます！！定款を変更しないと余計な負担増？

“NPO法改正対応の定款変更案内”



平成 30 年中（10 月 1 日予定）の改正 NPO 法に伴い、今までお使いの定款を変更しないと、余計な負担が増えるかも！？今すぐ変える必要はありませんが、改正法に対応した事前の準備が肝心です。特に公告方法を「官報に掲載して行う。」とされている法人は、早めに改正法に則った定款変更を検討しましょう！

NPO 法人設立運営センターに依頼すると

- 今の定款をすべて法改正対応版に作り替えることができます！
- 同時に、前回の法改正に対応した定款にも変更できます！
- 登記が必要な修正の場合は、登記も届出もすべてサポートします！

平成 30 年施行の NPO 法改正対応部分について

- ・平成 30 年の法改正以降、貸借対照表の公告が毎年必要になるため、定款の記載によっては毎年官報の費用負担が生じる可能性があります。貸借対照表については、主たる事務所に掲示する方法等に変更すれば官報に掲載する必要はなくなります！

前回の法改正で修正・新しく追加することができる定款の該当部分の例

- ・特定非営利活動の種類が追加されました！該当するなら追加したほうがよいでしょう！
※観光の振興を図る活動、農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動、都道府県又は指定都市の条例で定める活動・・・が追加
- ・社員総会のみなし決議が出来るようになったので、定款に入れておくとよいでしょう！
※書面または電磁的記録で社員全員が同意したら、わざわざ総会を開催しなくても、決議があったものとみなせます。

料 金 表

公告の方法のみの変更（届出のみ）	20,000円（行政書士手数料等・消費税抜）
法改正一式対応パック（認証と届出）	45,000円（行政書士手数料等・消費税抜）

NPO法改正対応の定款変更申請手続 依頼申込書

団体名 ※必ずお書きください	特定非営利活動法人		
TEL	FAX	担当者氏名	
住所			

NPO法人設立運営センター（公益総研グループ）

東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル1F TEL 03-5405-1815 FAX 03-5405-1814